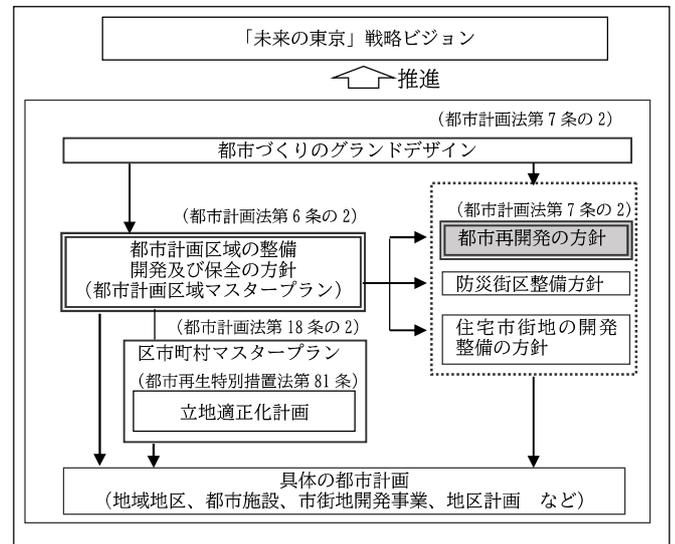


都市計画課

東京都市計画都市再開発の方針（原案）について

1 都市再開発の方針について

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3第1項及び第2項に基づくもので、都市計画法第7条の2第1項第1号により都市計画として定めるものです。市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランであり、「未来の東京」戦略ビジョンで示す方向性や都市づくりグランドデザイン、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を実効性のあるものとするため、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的として東京都が定めます。



< 都市再開発の方針の位置づけ >

都市計画区域マスタープランなどの他の方針と同様に、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの個別の都市計画の上位に位置付けられているものです。なお、当方針は平成27年3月策定の現行計画を改定するものです。

2 方針に定める事項

- 1号市街地：計画的な再開発が必要な市街地（中枢広域拠点／新都市生活創造域）  
　　<都市再開発法第2条の3第1項第1号> 【区部全域】
- 2号地区：1号市街地のなかで、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当（再開発促進地区）規模の地区<都市再開発法第2条の3第1項第2号> 【区内17地区】
- 誘導地区：1号市街地のうち、2号地区に至らないが、今後、再開発の機運の醸成等を図り再開発に関する公共及び民間の役割を明確にしていくべき地区 【区内1地区】

3 これまでの経緯と今後のスケジュール

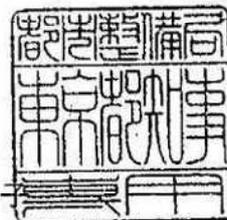
- 令和2年6月12日付け 東京都からの縦覧依頼（別紙）
- 令和2年7月1日から7月15日 都市計画原案の縦覧
- 令和2年8月20日及び21日 公聴会の開催（東京都庁都民ホール）
- 令和2年12月 都市計画案の公告・縦覧
- 令和2年12月～令和3年1月 港区都市計画審議会へ諮問
- 令和3年2月 東京都都市計画審議会へ付議
- 令和3年3月 都市計画変更



2都市政都第58号  
令和2年6月12日

各区長 殿

東京都知事  
小池百合子



都市計画公聴会に関する都市計画案の縦覧について（依頼）

標記の件について、別添写しのとおり公告するので、関係図書を送付します。  
ついては、これを令和2年7月1日から同月15日まで、貴区の住民の縦覧  
に供してください。

記

添付図書

- 1 公告文の写し
- 2 縦覧図書（公聴会に係る都市計画の案）
  - (1) 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）に係る都市計画変更の東京都原案
  - (2) 東京都市計画都市再開発の方針（都市計画法第7条の2第1項第1号）に係る都市計画変更の東京都原案



## 「都市再開発の方針」改定の概要

### 1. 都市再開発の方針とは

都市再開発の方針は、都市再開発法第2条の3に基づき、市街地における再開発\*の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランであり、再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的に定めます。

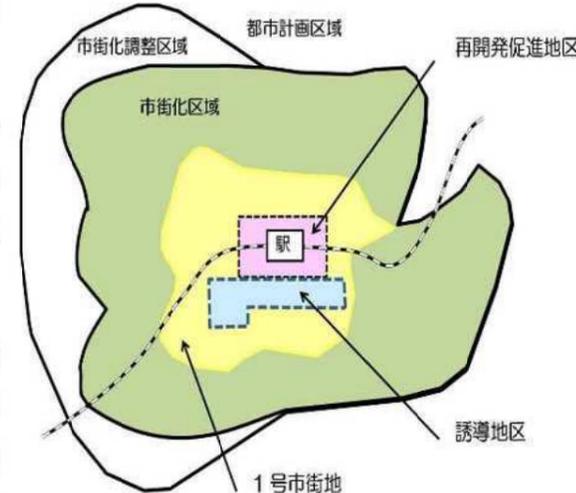
※ 本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むものです。

本方針では、次の地区を位置付けます。

**1号市街地**… 都市計画区域のうち、計画的な再開発が必要な市街地

**再開促進地区**… 1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開を促進すべき相当規模の地区

**誘導地区**… 1号市街地のうち、再開促進地区に至らないものの、再開を行うことが望ましく効果が期待できる地区



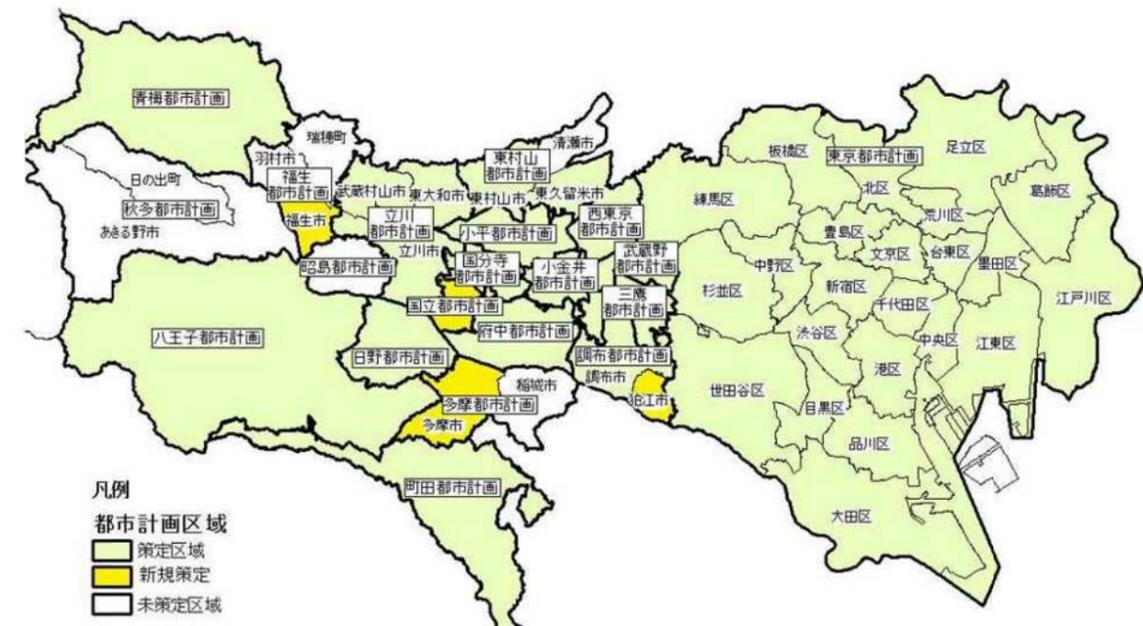
### 2. 改定について

今回の改定では、都が平成29年9月に策定した「都市づくりのグランドデザイン」、令和元年12月に策定した『「未来の東京」戦略ビジョン』及び改定予定の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「区域マス」という。）の内容を踏まえ、今後再開を行うべき地区の新規指定や、既存地区の記載事項の見直し等を行います。

### 3. 主な改定内容

#### (1) 方針の新規策定

国立市・狛江市・福生市・多摩市の4市で、都市再開発の方針を新規に策定します。



#### (2) 再開促進地区の新規指定

新たに緊急整備地域に指定された地区や、改定予定の区域マスの拠点の一部等、再開を促進すべき地区を新規に再開促進地区に指定します。

	再開促進地区数（予定）	うち新規地区数（予定）
区部	316地区	43地区
多摩部	48地区	13地区